

「税制改革の方向性について」

2006年7月4日

丹羽 宇一郎

1. わが国を取り巻く内外の環境

- (1) グローバルな競争の激化
- (2) 人口減少社会の実現

2. 税制改革にあたっての必要な視点

- (1) 経済成長・経済活力の持続性
- (2) 財政・社会保障・行政改革との一体改革
- (3) 税制に対する国民の信頼感・納得感の醸成
- (4) あるべき税制と実行可能な税制の峻別

3. 税制改革への意見（法人課税を中心として）

(1) 国際競争力強化に資する法人課税の見直し

- ・法人実効税率の引き下げ
- ・減価償却制度の改革（償却限度額の引き上げ、耐用年数の短縮、分類の大括化）
- ・国際課税（外国税額控除制度の制限措置の是正）の改革
- ・移転価格税制の企業の予見可能性の向上

(2) メリハリをつけた租税特別措置法の改革

- ・研究開発促進税制等の強化

(3) 地方税課税の見直し

- ・地方法人所得課税の撤廃・税率引き下げ

3. 税制改革への意見（法人課税を中心として）

(4) 個人所得課税の見直し

- ・所得捕捉の公平性
- ・納税者番号の導入
- ・高齢者・社会的弱者への配慮

(5) 消費税

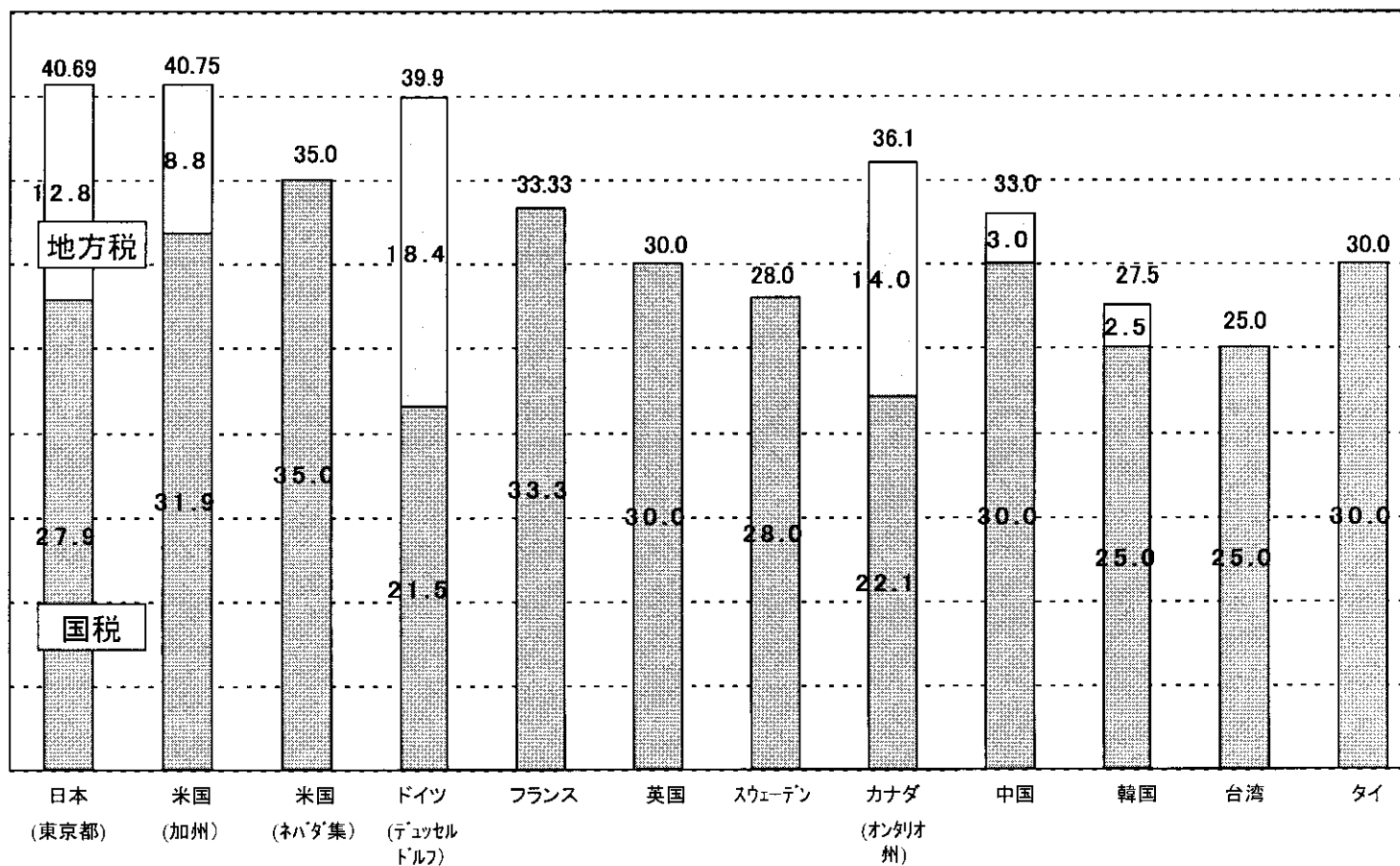
- ・税率引き上げの必要性とその前提

4. 結び

税制改革の実現へ向けて一強いリーダーシップの必要性

参考資料1

国＋地方の法人実効税率の国際比較

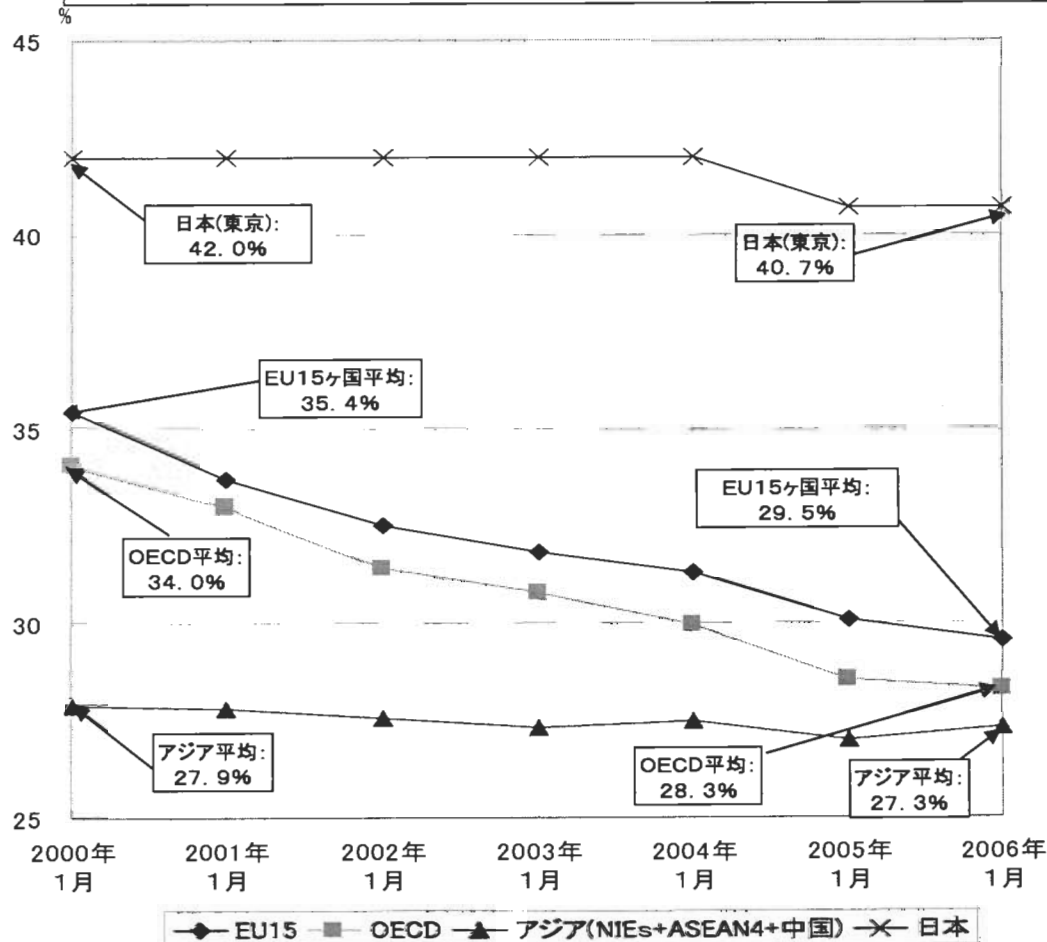


(注) 税率は、2006年1月現在

(出所) 政府税調資料、KPMG「Corporate Tax Rate Survey」

参考資料2

EU、OECD等の法人税実効税率(国+地方)の推移



(出所) KPMG「Corporate Tax Rate Survey」、各国政府資料

(参考)

2000年以降の各国の法人実効税率の引き下げの例

・ドイツ ▲10.1%

48.55%(2000年) → 38.47%(2001年)

・フランス ▲3.3%

36.67%(2000年) → 33.33% (2006年)

・カナダ ▲8.5%

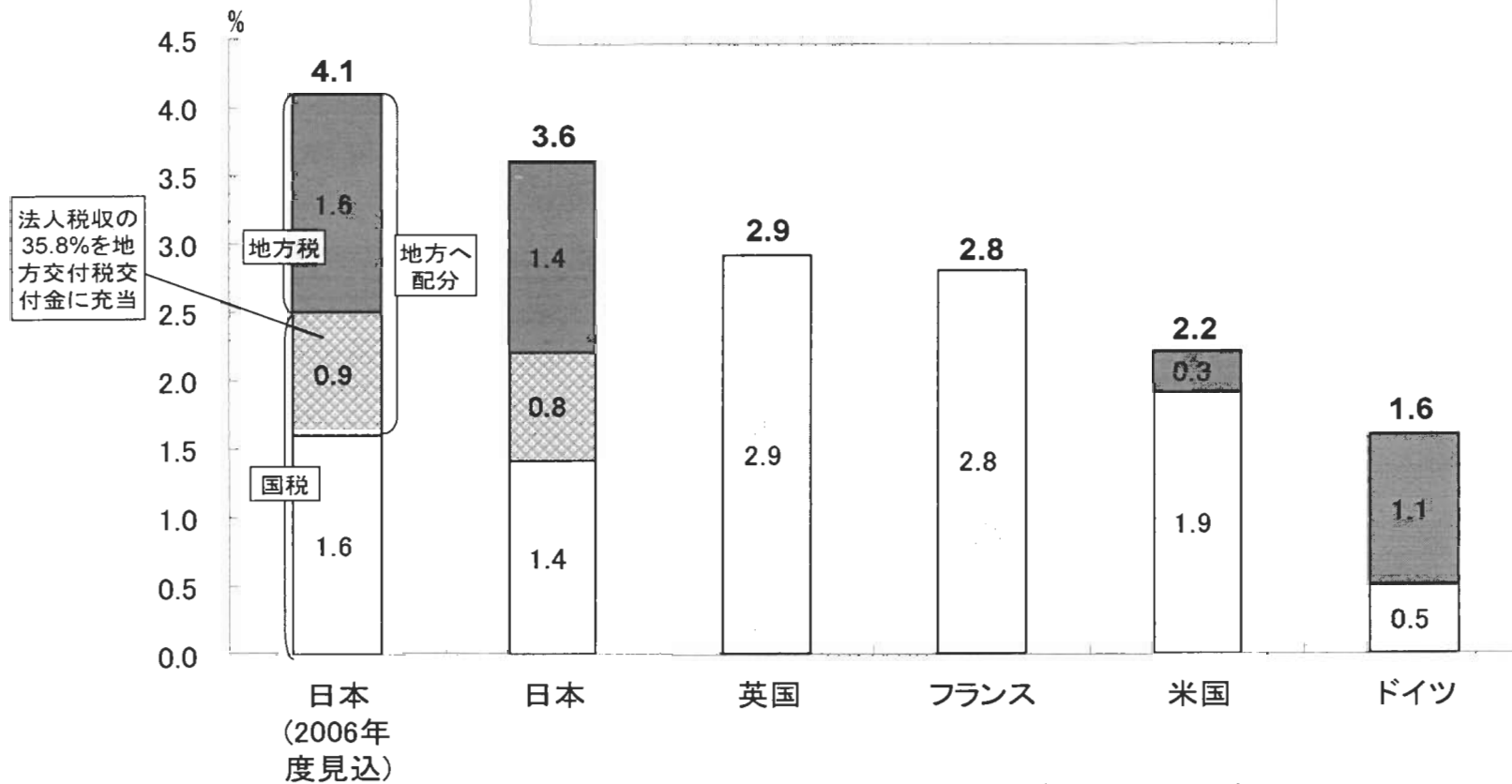
44.6%(2000年) → 36.1%(2005年)

・韓国 ▲3.3%

30.8%(2000年) → 27.5%(2005年)

参考資料3

国＋地方の法人所得課税負担の 名目GDP比の国際比較



(注) データは2004年度

(出所) OECD Revenue Statistics 2005

参考資料4

減価償却制度の国際比較

国名	日本 ●	アメリカ 	イギリス 	ドイツ 	韓国 
償却可能限度額 ()内は残存簿価	95% (5%)	100% (0)	100% (なし)	100% (備忘価額 1ユーロ)	100% (備忘価額 1ウォン)
残存割合	10%	0	なし	0	5%
法定耐用年数※					標準期間 (自主的な申告により 25%の加減が可能)
例1)自動車製造用プレス機 械	10年	6.4年 <7年>	8年	6.2年 <7年>	7.7年 <10(8~12)年>
例2)液晶パネル製造設備	10年	4.6年 <5年>	8年	-	4年 <5(4~6)年>
例3)鍛造圧延機	12年	6.4年 <7年>	8年	5.5年 <6年>	7.7年 <10(8~12)年>
耐用年数表の 区分数	設備の種類毎 に388区分	耐用年数毎に 3区分 (3年,5年,7年)	償却率で規定	設備の種類毎 に規定	耐用年数毎 に4区分 (5年,8年,10年,12年)

※日本、イギリスの耐用年数は残存価額は10%の時点。アメリカ、ドイツの耐用年数は残存価額はゼロの時点。
韓国の耐用年数は残存価額5%の時点。また、アメリカ、ドイツ、韓国の数値は、残存価額が10%に到達する年数であり、日本の法定耐用年数との比較可能性を考慮したもの。<>内は法定耐用年数。

※2005年8月調査(146設備区分)から推計したところ、平均使用年数は、平均法定耐用年数の約1.6倍。
ただし、当該調査における平均使用年数は、資本的支出による使用期間の延長を反映していることに留意する必要がある。

(出所) 経済産業省資料

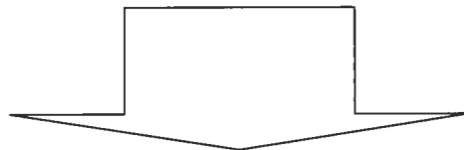
参考資料5

減価償却制度の見直しについて

平成18年度の税制改正に関する答申

平成17年12月15日
与党税制改正大綱

減価償却制度は費用と収益を対応させる観点から設けられているものであるが、最近の償却資産の使用の実体や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、抜本的税制改正と合わせ、総合的に見直しを検討する。



主な論点

- ・償却可能限度額(現行取得価額の95%)の100%への見直し
- ・法定耐用年数の見直し => 使用実態や国際的整合性
- ・制度の簡素化 => 設備種類(現行388区分)の括り直し

参考資料6

機械・装置の使用年数

146設備区分に関する調査結果（製造業を中心とする530社を対象）

・平均法定耐用年数^(注) : 10.1年
(注) 設備区分ごとの法定耐用年数の平均であり、資本的支出等は含まない。

・平均使用年数 : 16.5年



約1.6倍

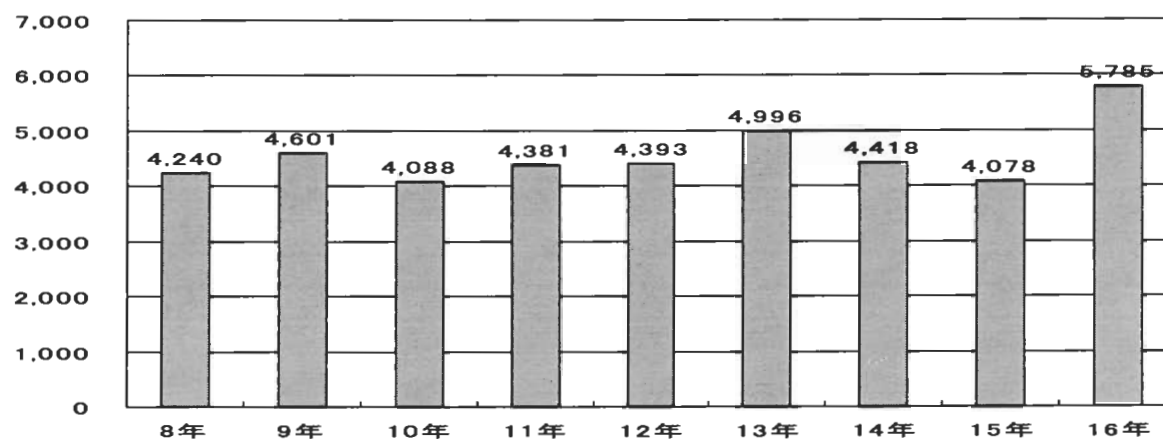
2005年8月経済産業省調べ

参考資料7

外国税額控除制度

◆外国税額控除額の推移

単位(億円)



◆外国税額控除制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス
対象階層	孫会社	曾孫会社	制限なし
出資比率	25%以上	10%以上	10%以上
繰越期間	3年	10年	無制限
控除限度額計算方式	一括限度額方式	所得別バスケット方式	国別・所得別限度額方式

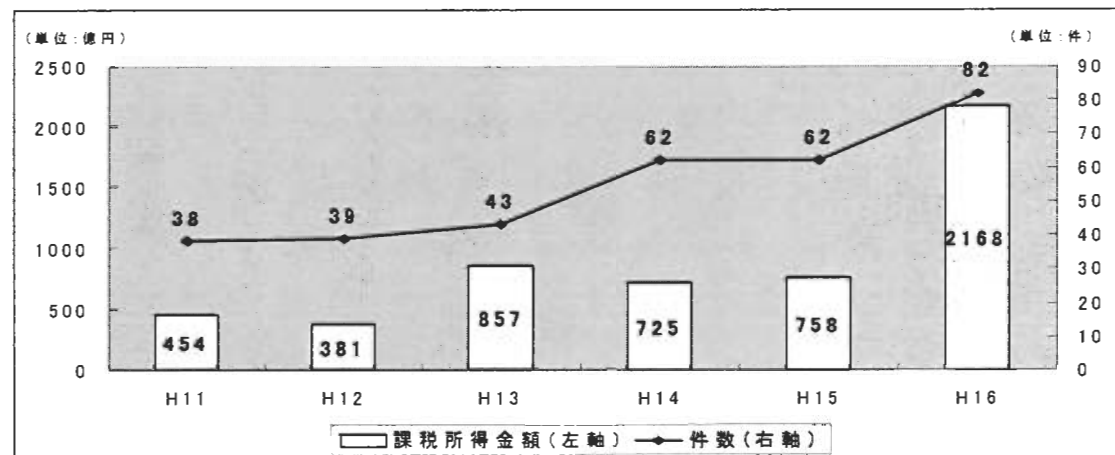
(出典:経済産業省作成資料)

参考資料8

移転価格税制—企業の予見可能性の向上

- 各国は、企業が関連会社間で利益の配分を操作し海外に所得移転することを防ぐため、「移転価格税制」を導入。
- アジア諸国の移転価格税制については、制度の未整備や運用の不透明性などの問題あり。また、我が国の国税当局についても、課税強化の傾向。企業の税負担・税務リスクを高め、国際事業展開を阻害。
- アジア各国の制度整備等を促すとともに、税務当局の事前の確認を得る手続きの迅速化を図るなど、企業の予見可能性を高めることが重要。

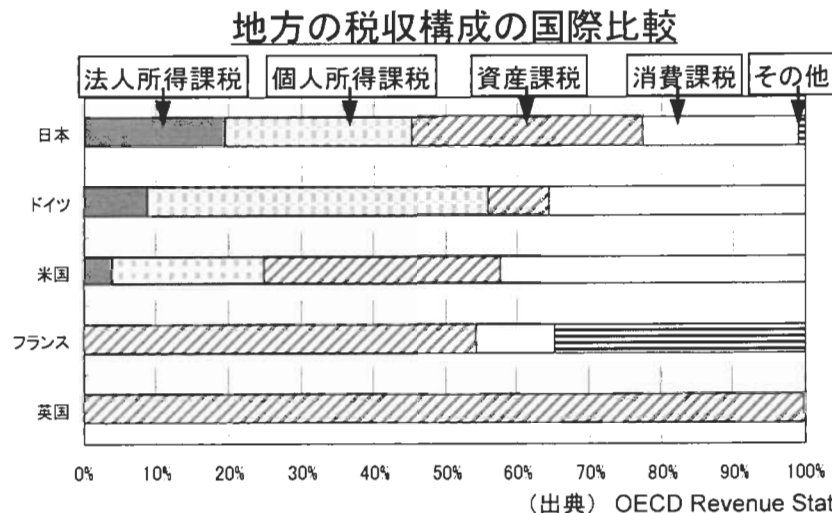
移転価格税制に基づく課税件数と課税所得金額の推移



(出典: 国税庁「平成16事務年度における法人税の課税実績について」)

参考資料9

●我が国の地方法人所得課税は地方税収の約2割を占めており、国際的に極めて高い水準



※地方に法人所得課税が存在する先進国は世界的にも少数。

OECD加盟30ヶ国中、地方法人所得課税が存在する国は、連邦制を採用している米国、ドイツ、カナダ、スイスを除けば、日本(12.8%)とイタリア(4.25%)、韓国(2.5%)、ポルトガル(2.5%)、ルクセンブルグ(6.75%)のみ。

●地方法人所得課税は、税収が偏在し、景気変動の影響も受けやすく、自立的・安定的な地域経営を行うための財源として不適當。

法人所得課税の住民1人あたりの税収格差

最大(東京都)／最小(沖縄県)の倍率(2004年度)

	法人2税 (住民税・事業税)	個人住民税 (所得割)	固定資産税	地方消費税
地域間格差	6.6倍	3.3倍	2.5倍	1.7倍

(参考)1人当たり県民所得の地域間格差は2.1倍(2003年度)